



政府統計

※以下の番号が空欄の場合は、都道府県から通知のあった番号を記入してください。また、提出する調査票の右上の該当する欄に、以下の番号を転記してください。

都道府県 番 号		事 業 所 一 連 番 号						
		調査区番号						

毎月勤労統計調査 全国調査及び地方調査

調査票の記入要領

厚生労働省

■問い合わせ先

都道府県担当部署名

電 話

内線

調査員名

お 願 い

このたび、貴事業所又は貴社所管の事業所が「毎月勤労統計調査」の対象事業所として指定され、調査をお願いすることになりました。

事業主の皆様におかれましては、ご多忙のところと存じますが、何卒調査回答へのご協力をお願いいたします。

「毎月勤労統計調査」は、雇用、給与及び労働時間について、その月々の動向を明らかにすることを目的とした統計であり、全国調査は全国の動向を、地方調査は各都道府県の動向をそれぞれ明らかにするものです。また、この種の動向を明らかにするうえでは唯一の統計であり、大正 12 年から約 100 年以上継続している歴史をもつ統計です。

この調査の結果は、我が国の厚生労働政策や経済政策の基礎資料として活用されており、景気動向を判断するための指標の一つにもなっています。さらには、国内はもとより、広く海外にも我が国の賃金、労働時間等の実態を明らかにする資料として紹介されています。

この調査は、昭和 22 年に統計法に基づく指定統計とされました。平成 21 年 4 月に改正統計法が施行されると、国勢調査等とともに「基幹統計」となり、統計実施者に対しては調査票記載内容の秘密を守ることが厳しく求められる一方、事業主様には調査票の報告義務が課されております。

以上のとおり、大変重要な「毎月勤労統計調査」を迅速かつ正確に実施するため、事業主の皆様におかれましては、調査の趣旨をご理解いただき、ご多忙の折、お手数をお掛けしますが、調査へのご回答を重ねてお願いいたします。

また、この記入要領については、調査票の早見表から調査項目ごとの記入の仕方、よくあるご質問等を解説するものとなっておりますので、特に初回においては本要領にて記入方法をよくお確かめの上、調査票をご回答くださいますようお願いいたします。

目 次

I 調査票の記入要領早見表	1
II 調査票と調査の対象について.....	3
1 記入する調査票の種類と枚数.....	3
2 表紙の各種番号について.....	3
3 調査票の提出.....	3
4 調査の対象となる事業所について.....	3
5 調査の対象となる労働者の範囲.....	4
6 パートタイム労働者の定義について.....	6
III 調査票の記入について.....	7
1 記入上の一般的注意.....	7
2 調査票の記入の仕方.....	7
3 調査票各欄について.....	8
調査票右上欄について.....	8
調査事項について.....	9
1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。.....	9
2 調査期間はいつからいつまででしたか。.....	9
3 事業活動を行った日数は何日でしたか。.....	11
4 企業の全常用労働者数は何人ですか。.....	11
5 常用労働者数に関する事項.....	11
6 出勤日数に関する事項.....	13
7 実労働時間数に関する事項.....	13
8 現金給与額に関する事項.....	15
9 変動状況について.....	17
10 備考について.....	18
調査票右下欄について.....	18

IV 調査票の記入を終えて	19
1 内容の点検.....	19
2 調査票の提出.....	20
3 調査票等の追加.....	20
4 送付先の変更.....	20
5 照会.....	20
6 事業所の変更又は廃止.....	20
V よくあるご質問および注意事項（休業や在宅勤務に関する内容含む） ...	21
1 毎月勤労統計調査について.....	21
2 調査期間について.....	21
3 調査票全体について.....	22
4 常用労働者の計上について.....	22
5 出勤日数・実労働時間について.....	24
6 現金給与額について.....	24
VI 個別で疑問が生じやすい職種・出勤形態・休職時等の取扱い	26
1 対象労働者の範囲について.....	26
2 出勤日数・労働時間数について.....	26
3 現金給与について.....	27
VII 関係条文（参考）	29